

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月22日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730007

研究課題名（和文） アジアにおける近代日本法の展開とその現行台湾法への影響に関する研究

研究課題名（英文） A research about the expansion of modern Japanese law in Asia and its impact on present Taiwanese law

研究代表者

西 英昭（NISHI HIDEAKI）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：50323621

研究成果の概要（和文）：

アジアにおいて近代日本法が果たした役割、およびその現行台湾法（中華民国法制）への影響に関する研究のための基盤整備として、戦前の日本において発表された論文のデータベース、および現行台湾法に関する日本語文献のデータベースを作成した。現行台湾法・中国近代法史研究に必要な最新の基本文献の収集に努めるとともに、さらに現行台湾法紹介のための論考、中国近代法史研究入門のための文献、また近代中国法制関連の人物研究に関する論考を準備・公表するとともに、学会報告を行って中華民国立法史に関する新情報を学会へ提供した。

研究成果の概要（英文）：

Main purpose of this project is to do some research about the expansion of modern Japanese law in Asia and its impact on present Taiwanese law. To put this research on a firm footing, several databases such as 'Database on papers and materials on Taiwanese law' and 'Database of papers and materials written in Japanese language on Chinese law, Colonial Taiwanese law, and law of "(former) Manshukoku" in Modern Era' are produced. Brand-new basic materials and historical source books are collected continuously. And several theses on Taiwanese law in force, handbook of research on modern Chinese legal history, and prosopographical essays on legal adviser at Qing or Minguo era, are prepared and published. Some new information on modern Chinese legal history, especially on the process of making its civil law, is also provided to the society.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史・中国法・比較法・東洋法制史

1. 研究開始当初の背景

日本の対アジア地域への貢献が様々な形で叫ばれる昨今、アジア地域において日本法をその淵源に持つ国家が複数存在するにも関わらず、日本法がそれら国家の法制にどのような影響を与えたかについて、それを「法整備支援史」の観点から反省する試みは未だ数少なかった。また過去に日本からの法継受を行った国々においては、自らの法制を顧みる大前提として日本法・日本法史研究が必要となるにもかかわらず、これらに通じた人材が不足しており、アジア各地域では日本法・日本法史に関する需要が高まっていた。他方これまでの日本法制史では、日本人がアジア法制にどのような関係を有したか、という問題はあまり扱われず、東洋法制史の側で関心を有する研究者が日本法制史の中から関連する要素を取り上げ言及するにとどまっていた。アジア各国において急増する日本近代法制史への需要に応えることは、日本が果たすべき国際的な責務の一つであり、しかもその緊急性を増していたわけである。さらには、日本法を淵源に持つ国が複数存在するということは、日本法をその結節点として共通の議論の場を設定しようということであるにも関わらず、現代日本法を考える上での恰好の比較対象がこれまで放置されてきたことになる。すなわち、こうした比較研究によって日本法研究を活性化させる途も顧みられなかったということができる。

またアジア諸地域は、戦前に日本法という共通の素材に触れ、その後社会の激変を経験するという共通点、つまり「法」における断絶と連続という要素を共通して有するという特徴を持つが、こうした国々において、自らの「歴史」を、現代における法編纂・法改正の際にどのように用いているのか、さらに言えば法制史と現代法をどのような関係に立たせているのか、という問題は、現代日本においてそれがどのように扱われているのか、ということとの比較対象において参考とすべき素材を含むものと思われる。

日本法を淵源として持つアジア諸地域に対して、その淵源に位置する日本がその「法整備支援」の検証に責任を果たしつつ、そうした各地域の法が戦前・戦後の激変を経験し、現代においてその「歴史」をどのように生かしてゆくのか、その様相を、現代台湾法を素材としながら検証し、この共通のフィールドにおける議論を日本がリードしてゆくための基盤整備を行うことが何より求められるというのが、研究を始める際の背景ないし前提として存在していたのである。

また台湾については、我が国の主要な貿易相手であるにもかかわらず、その現行法について十分な情報がもたらされているとは言

えず、国内各公共図書館・大学図書館にも基本文献はほとんど揃っていないか、多少所蔵があっても到底昨今の改正のスピードについて行っていないという状況があり、またリサーチ方法についても紹介が遅れている。我が国の利益を大きく損なっている状況が存在している訳である。これは一刻も早く解消されるべき緊急の課題といえよう。

2. 研究の目的

日本法を淵源に持つアジア諸地域の法制について、近代日本法の展開過程を明らかにし、学理上の具体的な影響関係の論証を通じてこれらアジア諸地域を統合した議論のアーリーナを設定し、これら諸地域の法が日本法からの影響をどのように受け止め、継承・改変して現代法へとつなげているのか、これが最も良く見て取れる現行台湾法を中心としながらその「過去」の「利用」の有様を比較検討し、現代日本法における法学上の「過去の遺産」の活かし方、ないし法制史学と現代法学の関係の在り方についての示唆を得、翻って「母法」たる日本法の展開過程をアジア各地域に対してオープンなものとし、日本からの情報発信につき責任を持って行うことを目途とする。

具体的にはまず近代中国法整備における日本法学からの支援の様相の解明を目標とする。それにあたり、近代中国法制研究関連の基礎情報の整理（各種法律草案、法学雑誌各種、法律条文本体など）を、マイクロフィルム史料や大型史料集の収集・整理を通じて行い、さらには当時の日本人法律顧問たちの著作の整理を通じて人物研究の基盤を一層充実させる。

次に、現行台湾法に関する基礎情報の整理と日本法からの影響関係の整理を目標とする。これにあたっては、現代台湾の法学者たちが自らの「過去」に対していかなる態度を採るのか、中でも近代において日本から受けた影響についてどのような態度を採っているのか、に注目する。

また日本にとって有数の貿易相手である台湾の現行法制に関する知識が十全に提供されていないという問題が、両地域間の法的・経済的リスクを不断に増加させていることから、まずは先行研究の分布状況を把握し提供するとともに、矢継ぎ早の改正作業が進行する現行法について早急に関連情報を整理して提供し、また全般的な台湾法リサーチの方法についても最新の情報を紹介することによって、これら問題の解消に資する途を拓くことを目標とする。

3. 研究の方法

(1) 近代中国法制史に関する基礎調査

現行台湾法の直接の淵源である中華民国法制についての立法史研究を行う。

具体的には、マイクロフィルム史料として、当時の有力な法学関係雑誌である『中華法学雑誌』『法律評論』『法学季刊』『法令周刊』などを購入してその所収論文についての情報整理を行い、「中華民国時期主要法学雑誌目次データベース」という形で電子データとして目次一覧を公開し、検索の便を図ると同時に、同時期の諸法令について、『司法例規』等の史料集の購入を通じてさらに充実させるとともに、これまで十分には意識されてこなかった正式なテキストの確定という問題に貢献することとする。

また日本における戦前期の中華民国法制研究の成果である日本語論文を検索し、文献リストとしてデータベース化する。さらに、法律顧問等の形で中華民国に関わった人間については特に重点的に文献調査を行う、その著作リストを作成・公開し、日本側の研究史を総括するとともにこれらの情報をアジア地域の研究者に対してオープンなものとすることで、学術面での対アジア貢献を行うこととする。

(2) 現行台湾法に関する基礎調査

日本における現行台湾法の研究状況を総括し、関連情報を提供するための中心的なデータベースとして、戦後の関連日本語文献を収集して「台湾法関連文献データベース」を作成する。これにより先行研究の様相を的確に把握し、分野ごとの充足・不足を分析することによって、今後の研究において必要となる方向性を確認することとする。そのうえで、最新の法改正にも対応すべく、台湾現地に赴き最新の重要文献（書籍・雑誌）を収集するとともに、これを図書館蔵書として一般に公開することで、日本国内の資料の偏在状況の解消に努める。また雑誌等についても、主要なものにつき他大学での所蔵状況も勘案しながら、少なくとも日本国内において何らかの形で閲覧可能となるよう、選別して文献収集を行い、一般利用者の便に供することとする。

(3) 論考の執筆と対外発信

台湾現地においても研究が遅れている中国近代法史研究についての「研究入門」的な文献を執筆し、基本資料の解題や先行研究の紹介を行い、今後の研究者養成の端緒を開くこととする。これとは別個に、アジア諸地域においてそれが先決問題であることが認識されつつも日本法制史学の知識を要するという問題から研究がストップしている状況について、当時法整備支援に参画した日本人についての人物研究などを通じ、その果たした役割につき発表することで、アジア地域で

求められる情報の発信を行うこととする。

また不足している現行台湾法に関する情報につき、『現行台湾法入門』として位置づけ得る論考の執筆を行う。単に平板な概説となることを避け、過去日本法学がそれに対しどのような影響を与えたのか、またその影響が戦後どのような展開を見せたのかに重点を置き、日本法との比較において留意すべき内容について整理しながら論考をまとめることとする。最終的には教科書として出版する途を探ることとしたいが、出版事情がそれを許さない場合には、分割して公表するなどして社会への迅速な還元を心がけることとする。

4. 研究成果

(1) 各種データベースの作成

①近代東アジア法制関連日本語論文データベース（仮）の作成 (<http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/nishi/nihongo.htm>)

研究代表者が以前に得た科研費により作成した「日本現存近代中国法制関連書目データベース」(<http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/nishi/index.htm>)及びその後作成した、「近代中国法制関連欧語論文データベース」(http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/tohoken/17_nishi.htm)に加えて同データベースを作成することで、戦前に刊行された中国語書籍・公表された欧語及び日本語論文の検索を容易にすることに貢献できた。日本語論文は数も多くこれまで近代中国法制関連に限定した適当な目録等もなかったため、研究の基盤整備が遅れていたが、これにより史料・先行研究の収集・検索は飛躍的に向上し、学界に対しさらに万全な研究基盤を整備・提供することができた。

②台湾法関連文献データベース（1945年～2000年分、2001年～2009年分）の作成

(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/asianlaw/japanese/taiwan-ref00.html>) (<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/asianlaw/japanese/taiwan-ref09.html>)

現行台湾法に関する研究については、これまで適当な目録がなく、一体どの法分野にどれだけの先行研究があるのか、その全体像を網羅的に把握することが困難であったが、本データベースにより現行台湾法に関する主要な先行研究が整理され、学界全体としての研究の進捗を的確に把握することが可能となるとともに、台湾法に関する情報を検索するツールとして広く一般に供することができた。また周知のため『法律時報』第82巻13号所収の2010年学界回顧・アジア法において紹介しておいた。

(2) 研究基盤史料の整備

『法律評論』『法学季刊』『中華法学雑誌』『法令周刊』『法学叢刊』などの主要法学雑誌に加え、『法政叢報』『法政雑誌』『国立広東大学法学院季刊』などをマイクロフィルムで購入した。いずれも民国期を代表する有力雑誌でありながら、これまで国内には部分的にごく少数所蔵されるのみであった。同マイクロフィルムの整備により国内の史料状況は格段に改善されたといえる。また、民国期の法令集として著名な『国民政府司法例規全編』『国民政府行政法令大全』についても中国で発行された影印版を購入することで、法令史料についても充実を図った。民国期の法制関係史料についてはその後も特に中国において大型史料集の刊行が相次いでおり、継続的に収集する必要がある。このうち『法律評論』についてはその目次情報の電子化を学生アルバイトの雇用によって行った。これも近日中に公開できる見込みである。

また台湾法務部（日本の法務省に相当）や中央研究院法学研究所（台湾における国策研究機関）との資料交換を通じて台湾現行法に関する一次資料、研究文献の充実を図るとともに、旧来より収集を進めていた現行法関連の教科書、基本雑誌等についても補充を行い、台湾現行法研究の中心として機能しうるだけの蔵書の形成に尽力した。

(3) 各種論考の執筆・学会発表等

①現行台湾法の研究について

現行台湾法については先述のデータベースを作成して先行研究情報を広く整理・紹介するとともに、『ジュリスト』誌における「アジアの民法」特集について依頼を受け、論文「台湾における現行民法典の特徴」を執筆し、台湾民法典についてその歴史的由来と日本法との関係を紹介したうえで、その特徴を総則・債権[債]・物権・親族[親属]・相続[継承]の各編につき日本法と比較しながら紹介した。その他の法分野についても基本的なテキストの執筆・出版の機会を窺いながら研究を進めたが、昨今の厳しい出版事情もあり、研究期間内に刊行するまでには至らない可能性が高まったため、ひとまず需要の大きいものから分離して単行論文として発表することとし、台湾法情報の検索法について「台北における図書館・文献検索情報——入門編・三訂版」として旧稿を大幅改訂する形で紹介し、その中ですでに情報としては古くなった北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会・2004）中の旧稿「補論・台湾現行法の調べ方」についても大幅改訂のうえ収録し紹介した。残りの研究成果については、研究期間終了後も引き続き出版助成等への応募を通じて公開の途を探り続けることとしたい。

②人物研究について

日本人顧問として中華民国法制の形成に重大な影響を及ぼした人物について、その人物研究の基盤を整備することに特に力を注いだ。なかでも清朝末期に中心的な役割を果たした岡田朝太郎については、旧稿を大幅に改訂増補して「岡田朝太郎について（附・著作目録）」を公表した。特に文献目録についてはこれまで未発見の文献も多数収録することができ、これまで主に川柳研究の方面からしか取り上げられなかった岡田朝太郎研究の基礎を整備できた。また民国期に実務家の立場から中華民国法制の研究に尽力した村上貞吉について「村上貞吉とその周辺——人物情報紹介——」を公表した。戦前日本の中華民国法研究の鍵となる重要な仕事を多くこなしながらこれまで全く評価されてこなかった村上について紹介できたことは、日中交流史研究において新たな要素を提示できたものと思われる。

③近代中国法制研究関連の基礎情報の整理について

法制史学会近畿部会における学会発表の場を借りて、「中華国民法史研究の検討」と題し、主として以下の内容について報告を行った。

近代中国法制に関連する基本資料の問題として、まずは中華国民民法につながる各草案（大清民律草案の草稿、大清民律草案本体、1915年親属法草案、1925年民律第二次草案、1928年親属・継承法草案につき、その抛るべきテキストの確定、版本間の異同について整理し、これまで学界に紹介されてこなかったバージョンの版本について提示することができた。また判例について、現在入手可能な判例集について書誌情報を整理し、かつ利用にあたっての問題点につき指摘しておいた。また学説について、これを参照する際の有力雑誌の書誌情報、またそれぞれの史料批判において必要となる背景情報、人物研究について情報を提供した。

さらにこれを前提として具体的な問題を素材とし、立法史におけるいわばボーリング調査を行った。素材として選んだのは夫婦財産制度であり、これを通じて具体的な立法過程の推移について検討を行った。夫婦財産制度については2002年に現行台湾法において大改正が行われたものであり、その議論過程は『民法親属編法学研究修正実録（夫婦財産制部分）』として出版されており、容易に参照することが可能である。しかしながら同議論過程においては中華民国本体での立法史にはほとんど言及が行われない。こうした状況を補完すべく立法草案、判例、学説のそれぞれにおいて当時の議論過程を復元するならば以下ようになる。

各段階での草案分析では、大清民律草案草稿＝大清民律草案本体＝親屬法草案と連なる系統と、民律第二次草案の間に相当な差異がみられ、また民律第二次草案についても未紹介のバージョンとの突合せから、相当な改訂が試みられていたことが判明した。判例については、その「法理」の宣言のされ方につき、突如「現行法令」として提示され「要旨」へと昇華してゆくもの、現行法を明示するもの等様々あり、現行法という問題を巡っては「現行律民事有効部分」のテキストが当時から確定していなかったことが投げかける問題についても指摘することができた。

立法過程における議論の最大のものとしては、当時の文献から中国近代法の父とも称えられる王寵惠とまさに日本留学中であった若手・呉學義の間に議論が交わされていることが明らかとなった。聯合財産制を良しとする王に対し、呉は分別財産制が世界の潮流であるとし、中でも日本の1928年の親族法改正草案の動向に注目し、中島玉吉、穂積はもちろん、和田于一等当時最新の議論にまで言及しながら、その導入を力説していた。最終的に王の意見が通る形で中華国民民法は聯合財産制を導入するが、その陰には日本での親族法改正議論にいち早く反応する中国人学者の姿もあったわけである。こうした議論過程はその後全く参照されないまま、現行台湾法では2002年に聯合財産制を廃止することとなったが、その選択を意味づけるためにも、こうした議論史の整理と日本からの影響の確認作業は今後も必要となってくるものと思われる。

以上の報告とは別に、学界において中国法制史研究のための重要な基本資料の一つとして扱われてきた『民商事週刊調査報告録』の成立過程に関与した清朝末期の調査局という官庁の動向について「清末各省調査局について」と題した論考をまとめ、史料批判をより万全に行うための情報を提供した。以前執筆したものとの合わせ、これでようやく万全な史料批判のもとにこの重要な資料を使うことができるようになった。

また、近代中国法制史学への研究案内として、また民国時期法制史料の利用のための手引きとして、近代中国法制研究に関する入門的な文献を執筆した。これは『近代中国研究入門』（東京大学出版会・1974）の改訂版として計画されている書籍のうちの一章として収録される予定であり、原稿は既に出版社へ提出済み、2012年内には刊行できる見込みである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

- ①西英昭、「台湾における現行民法典の特徴」、『ジュリスト』、第1406号、2010年、査読なし。
- ②西英昭、「岡田朝太郎について（附・著作目録）」、『法史学研究会会報』、第15号、151頁～169頁、2011年、査読有り。
- ③西英昭、「清末各省調査局について——基礎情報の整理と紹介」、『法史学研究会会報』、第15号、60頁～77頁、2011年、査読有り。
- ④西英昭「村上貞吉とその周辺——人物情報紹介——」、『東洋法制史研究会通信』、第19号、10頁～14頁、2011年、査読なし。
- ⑤西英昭「台北における図書館・文献検索情報——入門編・三訂版」、『法史学研究会会報』、第16号、192頁～210頁、2012年、査読有り。

〔学会発表〕（計1件）

- ①西英昭、「中華国民民法史研究の検討——親屬編を素材に——」、法制史学会近畿部会第420回例会、2011年12月10日、於龍谷大学セミナーハウス

〔その他〕

ホームページ等

- ①西英昭・国吉亮太「近代東アジア法制関連日本語論文データベース（仮）」
(<http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/nishi/nihongo.htm>)
- ②西英昭「台湾法関連文献データベース」（1945年～2000年分）
(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/asianlaw/japanese/taiwan-ref00.html>)
- ③西英昭「台湾法関連文献データベース」（2001年～2009年分）
(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/asianlaw/japanese/taiwan-ref09.html>)

6. 研究組織

(1)研究代表者

西英昭 (NISHI HIDEAKI)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：50323621